

平成29年第2回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成29年 5月15日 開会

平成29年 5月15日 閉会

東吾妻町議会

平成29年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（5月15日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	6
○承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	8
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	10
○日程の追加	12
○議長の辞職について	13
○日程の追加	14
○選挙第1号 議長選挙	14
○日程の追加	17
○副議長の辞職について	18
○日程の追加	19
○選挙第2号 副議長選挙	19
○常任委員会委員の選任について	23
○日程の追加	24
○常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	24

○議会運営委員会委員の選任について……………	25
○日程の追加……………	26
○議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告……………	27
○日程の追加……………	27
○行財政改革推進特別委員会委員の辞任について……………	28
○日程の追加……………	28
○議会広報対策特別委員会委員の辞任について……………	29
○日程の追加……………	31
○特別委員会委員の補充について……………	31
○日程の追加……………	32
○閉会中の継続審査（調査）事件について……………	33
○閉会の宣告……………	33
○署名議員……………	35

平成29年東吾妻町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成29年5月15日(月)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 1号 専決処分の承認について(平成28年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号))
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 議案第 1号 工事委託契約の締結について(町道松谷・六合村線(町道三島・松谷線)改築事業)
- 第 7 常任委員会委員の選任について
- 第 8 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第8まで議事日程に同じ

- 追加日程 第 1 議長の辞職について
- 追加日程 第 2 選挙第1号 議長選挙
- 追加日程 第 3 副議長の辞職について
- 追加日程 第 4 選挙第2号 副議長選挙
- 追加日程 第 5 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 追加日程 第 6 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 追加日程 第 7 行財政改革推進特別委員会委員の辞任について
- 追加日程 第 8 議会広報対策特別委員会委員の辞任について
- 追加日程 第 9 特別委員会委員の補充について
- 追加日程 第10 閉会中の継続審査(調査)事件について

出席議員（14名）

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君
企画課長	水出智明君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	黒岩康茂君	農林課長	丸山和政君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	高橋修君
会計課長兼 会計管理	松井秀之君	教育課長	田中康夫君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀込恒弘	議会事務局 補佐	水出淳
議会事務局 補佐	高橋智恵子		

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心より感謝を申し上げます。

本臨時会には、執行部提案の承認3件、その他1件が付されておりますとともに、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の任期満了に伴う委員の選任も行われます。十分にご審議とご協力をお願い申し上げ、簡単ではありますが開会に当たっての挨拶といたします。

本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成29年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5月の若葉が一段とまぶしく光り輝く季節を迎えました。議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会では、平成28年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認など3件、その他工事請負契約の締結についての議案1件をお願いするものであります。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上ご議決くださいますようお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしくようお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより、平成29年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により2番、里見武男議員、13番、須崎幸一議員、14番、浦野政衛議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（平成28年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 平成28年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、平成29年3月末の段階で、農林水産業費の特用林産物生産活力アップ事業について、平成28年度中の事業完了が見込めないことが判明したため、繰越明許費の追加を3月31日付で専決処分し、同日付で告示いたしました。

今回は、この専決処分の承認をいただくものであります。

詳細は担当課長より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

1ページをお願いいたします。

今回、承認をいただく専決処分は、先ほど町長が説明を申し上げたとおり、繰越明許費の補正でございます。内容的には、繰越明許費の追加となります。

2ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、2項林業費の特用林産物生産活力アップ事業として72万円を追加したもので、キノコ原木は落葉後から水を吸い上げる3月末ごろまでに伐採を行うため、納品時期が年度末になってしまい、補助金の事務を年度内に完了することが難しいことから、県と協議した結果、繰り越しとすることになったための繰越明許費の追加でございます。

以上でございますが、ご審議いただきましてご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成29年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日施行となりました。この改正を受けて、東吾妻町税条例等の一部を改正するものでございます。

なお、施行日が、法律に合わせ、平成29年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行といたしました。

この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） お世話になります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日公布、4月1日施行されたことに伴う東吾妻町税条例の一部改正でございます。

町条例につきましても、地方税法に合わせて3月31日公布、4月1日施行としなければならないため、専決処分とさせていただきます。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

まず、新旧対照表をごらんください。

まず、1ページから9ページまでの本文及び附則第8条、10条、10条の2は地方税法改正による文言整理及び条ずれ、項ずれの修正でございます。

次に、10ページから13ページをごらんください。

附則第10条の3第9項から10項では、法附則第15条の9の2の改正に伴うもので、耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の軽減の規定の追加による改正でございます。

11項は項送りでございます。

次に、13ページ、附則第16条では、法附則30条の改正に伴うもので、軽自動車税のグリーン化特例について適用期間を2年間延長するものでございます。

次の16条の2では、附則32条の2の軽自動車の賦課徴収の特例の新設に伴う改正でございます。

次の附則16条の3では、附則第33条の2第6項の改正に伴うもので、上場株式等に係る配当所得について確定申告書と住民税申告書のいずれもが提出された場合に、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税できることの明確化されたものでございます。

次に、16ページ、附則17条の2では、法附則34条の2の改正に伴うもので、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間を3年間延長するものでございます。

次の附則20条の2では、外国居住者等所得相互免除法8条10項の改正に伴うもので、特定配当等に係る所得について、次の附則20条の3、4項では、租税条約等実施特例法第33条の2の13項の改正に伴うもので、条約適用配当等に係る所得について確定申告書と住民税申告書のいずれもが提出された場合に、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることの明確化されたものでございます。

次の附則20条の3、6項では、第4条の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則ですが、附則の第1条は施行期日、第2条は町民税に関する経過措置を、第3条は固定資産税に関する経過措置を、第4条は軽自動車税に関する経過措置を、第5条は附則の一部改正の一部改正でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第3号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専

決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認と同じ理由でございますが、地方税法の改正に伴う地方税法施行令の一部改正がありましたので、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行日が、施行令に合わせ、平成29年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行といたしました。

この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） お世話になります。

今回の改正は、地方税法の一部改正及び地方税法施行令の一部改正に伴います、東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

町条例につきましても、地方税法及び地方税法施行令に合わせて3月31日公布、4月1日施行としなければならないため、専決処分とさせていただきます。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。

第23条につきましては、施行令の改正に伴います国保税の軽減措置の対象世帯を拡大する一部改正でございます。第2号では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に、被保険者の数に乗すべき金額を現行の26万5,000円を27万円に改め、第3号では2割軽減の算定を現行の48万円を49万円に改めるものでございます。

附則第1条では施行期日、第2条では適用区分を規定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第1号 工事委託契約の締結について（町道松谷・六合村線（町道三島・松谷線）改築事業）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 工事委託契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本事業は、ハッ場ダム水源地域整備事業の1つで、町道三島・松谷線として実施している町道松谷・六合村線改築事業であります。

今回、提案いたします委託事務契約は、委託金額は8,000万円で群馬県知事と契約するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

それでは、説明を若干させていただきます。

町道松谷・六合村線の改築工事につきましては、平成9年度に着手し、今年度完成を予定

している路線でございます。

実施計画書をごらんいただきますと、道路改良200メートル、舗装工500メートルということで、全ての工事を今年度末に完了させていただきたいということで、群馬県に8,000万円を委託をお願いするという予定でございます。

平面図をごらんいただきたいと思います。

左側、中尾沢にかかっているボックスカルバートの工事でございますが、昨年6月の定例会でご議決いただきまして、現在ボックスカルバートが繰越明許により工事を現在進めておりまして、完成間近という状況でございます。

次に、工事の予定でございますが、図面の中ほどに川中温泉の建物の絵が見えると思いますが、その上に3軒で利用しております水道水源がございます。この部分を昨年度いろいろな形で調査、設計をして見直しをさせていただきました。これにより、水源に影響がないような工事が予定できたということで、川中温泉から上流側へ向かっての擁壁工、これにつきましては鋼製擁壁工ということで床掘りを少なくする方法で現在設計をし、施工を準備しておるところでございます。これにより、上流側に、現在黄色く塗られておる家が2軒ございますが、この人たちが工事により通行できなくなるということでは困るということで、上流側に向かって現在工事を進めております松谷・六合村線を通して旧道のほうへ下っていただくというようなことを考えております。上流側の工事、道の流れができた段階でボックスカルバートから人家へ曲がり込む急坂の部分の工事に着手し、完成後全体の舗装工事をし、完了をさせたいということで考えております。

今年度で工事が終了するというところで、現在総工事費につきましては約20億円で完成できるということで考えておるところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） ここで、執行部各位に申し上げます。

これからしばらくの間は、議会内部の構成に関する審議となります。

説明員として出席していただいております執行部の皆さんは、事務室にお戻りいただき、事務についていただいて結構です。

また、閉会の前に連絡をとりますので、自席に着席いただければと思います。よろしくお願いたします。

(執行部退場)

○議長（一場明夫君） ここで暫時休憩といたします。

(午前10時23分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午前10時25分)

○議長（一場明夫君） ただいまの休憩中に、議長の職についての辞職願を副議長に提出いたしましたので、その取り扱いについては副議長にお任せをして、本席を退かせていただきま

す。よろしく申し上げます。

(議長降壇、副議長が議長席に着席)

○副議長(山田信行君) それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議事を務めさせていただきます。

議長、一場明夫議員から議長の辞職願が提出されました。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

事務局に追加議事日程を配付させます。

(追加議事日程配付)

◎議長の辞職について

○副議長(山田信行君) 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、一場明夫議員の退場を求めます。

(1番 一場明夫君 退場)

○副議長(山田信行君) 辞職願の朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長(堀込恒弘君) それでは朗読させていただきます。

平成29年5月15日、東吾妻町議会副議長様、東吾妻町議会議長一場明夫。

辞職願、このたび、議会の申し合わせにより議長の職を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長(山田信行君) ただいま朗読のとおりです。

お諮りいたします。一場明夫議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（山田信行君） 異議なしと認めます。

したがって、一場明夫議員の議長辞職を許可することに決定しました。

一場明夫議員の入場を許可いたします。

（1番 一場明夫君 入場）

○副議長（山田信行君） 一場明夫議員に申し上げます。

議長辞職願はただいまの会議で許可されましたのでお知らせいたします。

◎日程の追加

○副議長（山田信行君） ただいま、議長が欠けました。

お諮りいたします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

事務局に書類の配付をさせます。

（選挙第1号配付）

◎選挙第1号 議長選挙

○副議長（山田信行君） 追加日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（山田信行君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、7番、根津光儀議員、8番、樹下啓示議

員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(山田信行君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田信行君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(山田信行君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長(堀込恒弘君) それでは呼び上げさせていただきます。

1番、一場明夫議員。

(1番 一場明夫君 投票)

2番、里見武男議員。

(2番 里見武男君 投票)

3番、小林光一議員。

(3番 小林光一君 投票)

4番、重野能之議員。

(4番 重野能之君 投票)

5番、竹渕博行議員。

(5番 竹渕博行君 投票)

6番、佐藤聡一議員。

(6番 佐藤聡一君 投票)

7番、根津光儀議員。

(7番 根津光儀君 投票)

8番、樹下啓示議員。

(8番 樹下啓示君 投票)

9番、山田信行議員。

(9番 山田信行君 投票)

10番、茂木恒二議員。

(10番 茂木恒二君 投票)

11番、金澤 敏議員。

(11番 金澤 敏君 投票)

12番、青柳はるみ議員。

(12番 青柳はるみ君 投票)

13番、須崎幸一議員。

(13番 須崎幸一君 投票)

14番、浦野政衛議員。

(14番 浦野政衛君 投票)

○副議長(山田信行君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田信行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

根津光儀議員、樹下啓示議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(立会人立ち会い、開票)

○副議長(山田信行君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

一場明夫議員 9票

須崎幸一議員 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、一場明夫議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（山田信行君） ただいま議長に当選されました一場明夫議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

一場明夫議員、当選承諾のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

（新議長 一場明夫君 登壇）

○議長（一場明夫君） ただいま投票結果により、再び議長の席に着かせていただくことになりました。本当にありがとうございました。

これまで同様、公平公正、適正な議会運営に努め、群馬県で最初に議会基本条例を制定した議会として恥ずかしくないよう、町民に開かれたオープンな議会、そしてしっかり提言できる議会、そういったものを目指していきたいと思っています。そのためには皆様のご支援、ご協力が必要となります。これから先、いろいろなことがあると思いますが、どうかよろしくをお願いいたします。

○副議長（山田信行君） それでは、議長の選挙が無事終了いたしましたので、私の任をこれで解かせていただきます。

一場明夫議員、議長席にお着きを願います。

（副議長降壇、議長 議長席に着席）

○議長（一場明夫君） ここで暫時休憩といたします。

（午前10時51分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時00分）

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） ただいま休憩中に、副議長、山田信行議員から副議長の辞職願が提出されました。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

事務局に追加議事日程を配付させます。

少しお待ちください。

(追加議事日程配付)

◎副議長の辞職について

○議長(一場明夫君) 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、山田信行議員の退場を求めます。

(9番 山田信行君 退場)

○議長(一場明夫君) 辞職願の朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長(堀込恒弘君) 失礼いたします。

平成29年5月15日、東吾妻町議会議長様、東吾妻町議会副議長山田信行。

辞職願、このたび、議会の申し合わせにより、副議長の職を辞職したいので、許可されるよう、願い出ます。

以上でございます。

○議長(一場明夫君) ただいま朗読のとおりです。

お諮りいたします。山田信行議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、山田信行議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

山田信行議員の入場を許可します。

(9番 山田信行君 入場)

○議長(一場明夫君) 山田信行議員に申し上げます。

副議長辞職願はただいまの会議で許可されましたのでお知らせいたします。

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） ただいま、副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに副議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

事務局に書類を配付させます。

少しお待ちください。

（選挙第2号配付）

◎選挙第2号 副議長選挙

○議長（一場明夫君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（一場明夫君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、9番、山田信行議員、10番、茂木恒二議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（一場明夫君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(一場明夫君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長(堀込恒弘君) それでは呼び上げさせていただきます。

1番、一場明夫議員。

(1番 一場明夫君 投票)

2番、里見武男議員。

(2番 里見武男君 投票)

3番、小林光一議員。

(3番 小林光一君 投票)

4番、重野能之議員。

(4番 重野能之君 投票)

5番、竹淵博行議員。

(5番 竹淵博行君 投票)

6番、佐藤聡一議員。

(6番 佐藤聡一君 投票)

7番、根津光儀議員。

(7番 根津光儀君 投票)

8番、樹下啓示議員。

(8番 樹下啓示君 投票)

9番、山田信行議員。

(9番 山田信行君 投票)

10番、茂木恒二議員。

(10番 茂木恒二君 投票)

11番、金澤 敏議員。

(11番 金澤 敏君 投票)

12 番、青柳はるみ議員。

(12 番 青柳はるみ君 投票)

13 番、須崎幸一議員。

(13 番 須崎幸一君 投票)

14 番、浦野政衛議員。

(14 番 浦野政衛君 投票)

○議長(一場明夫君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山田信行議員、茂木恒二議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

(立会人立ち会い、開票)

○議長(一場明夫君) 開票の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

竹淵博行議員 7票

根津光儀議員 7票

この選挙の法定得票数は4票です。

竹淵博行議員と根津光儀議員の得票数はいずれもこれを超えてあります。両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することとなっております。

竹淵博行議員と根津光儀議員が議場にいらっしゃいますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽選機で行います。

山田信行議員、茂木恒二議員にくじの立ち会いをお願いいたします。

抽選機には1番から14番までの棒を入れます。数字の大きいほうを引いた方が先にくじを

引くということでお願いいたします。2回目も同じように、数字の大きいほうを引いた方を当選人とすることをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。議席番号の若いほうからお願いいたします。

竹淵博行議員、くじをひいてください。

(5番 竹淵博行君 くじを引く)

○議長(一場明夫君) 次に、根津光儀議員、くじをひいてください。

(7番 根津光儀君 くじを引く)

○議長(一場明夫君) くじを引く順序が決定いたしましたので、報告いたします。

まず、初めに竹淵博行議員、次に根津光儀議員の順番で引いていただくことが決定いたしました。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

竹淵博行議員、くじをひいてください。

(5番 竹淵博行君 くじを引く)

○議長(一場明夫君) 次に、根津光儀議員、くじをひいてください。

(7番 根津光儀君 くじを引く)

○議長(一場明夫君) くじの結果を報告いたします。

くじの結果、根津光儀議員が当選人と決定しました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(一場明夫君) ただいま副議長に当選されました根津光儀議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

根津光儀議員、当選承諾のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

(新副議長 根津光儀君 登壇)

○副議長(根津光儀君) ただいま同数により、くじで私が副議長に確定したということでお引き受け申し上げます。

公平、公正な議会運営のために、一場議長のもと、皆様の議会活動に資することをお誓い申し上げます。

以上です。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（一場明夫君） 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（堀込恒弘君） 朗読いたします。

常任委員委員の選任について、東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）第7条第4項の規定により、常任委員会委員を次のように指名する。平成29年5月15日、東吾妻町議会議長。

総務建設常任委員会、里見武男議員、重野能之議員、佐藤聡一議員、樹下啓示議員、山田信行議員、茂木恒二議員、浦野政衛議員。

文教厚生常任委員、小林光一議員、竹淵博行議員、根津光儀議員、金澤 敏議員、青柳はるみ議員、須崎幸一議員、一場明夫議員。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） ただいま事務局長朗読のとおり選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、常任委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員会条例第9条第1項の規定により、それぞれの委員会委員長、副委員長の互選のための委員会を開催していただきたいと思います。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が行うこととなっておりますので、それぞれの委員会の年長委員の方は、委員長互選についてよろしくお願いいたします。

会議室を申し上げます。総務建設常任委員会は第1委員会室へ、文教厚生常任委員会は第3委員会室へお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

(午前 11時29分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 零時03分)

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） 常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第5とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第5とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

事務局に追加議事日程を配付させます。

少しお待ちください。

(追加議事日程配付)

◎常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（一場明夫君） 追加日程第5、常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま各常任委員会において、お手元に配付のとおり委員長、副委員長の互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（堀込恒弘君） それでは朗読を申し上げます。

常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告、東吾妻町議会委員会条例（平成 18 年東吾妻町条例第 196 号）第 8 条第 2 項の規定による常任委員会委員長及び副委員長の互選の結果、各常任委員会より次のように報告があった。平成 29 年 5 月 15 日、東吾妻町議会議長。

総務建設常任委員会委員長、樹下啓示議員、副委員長、重野能之議員。

文教厚生常任委員会委員長、小林光一議員、副委員長、金澤 敏議員。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） ただいま発表のとおり委員長、副委員長が決定いたしました。

以上で、委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（一場明夫君） 日程第 8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（堀込恒弘君） 朗読いたします。

議会運営委員会委員の選任について、東吾妻町議会委員会条例（平成 18 年東吾妻町条例第 196 号）第 7 条第 4 項の規定により、議会運営委員会委員を次のように指名する。平成 29 年 5 月 15 日、東吾妻町議会議長。

委員氏名、小林光一議員、重野能之議員、竹淵博行議員、佐藤聡一議員、樹下啓示議員、金澤 敏議員。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

た。

ここで休憩をとります。再開を午後1時ちょうどとします。

(午後 零時13分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（一場明夫君） ここで休憩を取り、委員会条例第9条第1項の規定により、議会運営委員会委員長、副委員長の互選のための委員会を開催していただきたいと思います。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が行うこととなっておりますので、年長委員の方は、委員長互選についてよろしく願いいたします。

会議室を申し上げます。第1委員会室でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午後 1時00分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後1時10分)

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

事務局に追加議事日程を配付させます。

少しお待ちください。

（追加議事日程配付）

◎議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（一場明夫君） 追加日程第6、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま議会運営委員会において、お手元に配付のとおり委員長、副委員長の互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（堀込恒弘君） 朗読させていただきます。

議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告、東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選の結果、議会運営委員会より次のように報告があった。平成29年5月15日、東吾妻町議会議長。

議会運営委員会委員長、竹淵博行議員、副委員長、佐藤聡一議員。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） ただいま発表のとおり、議会運営委員会委員長、副委員長が決定いたしました。

以上で、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） 先ほどの休憩中に、山田信行議員から、一身上の都合により行財政改

革推進特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎行財政改革推進特別委員会委員の辞任について

○議長(一場明夫君) 追加日程第7、行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田信行議員の退場を求めます。

(9番 山田信行君 退場)

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。山田信行議員の申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、山田信行議員の行財政改革推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

山田信行議員の入場を許可します。

(9番 山田信行君 入場)

○議長(一場明夫君) 山田信行議員に申し上げます。

行財政改革推進特別委員会委員の辞任願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） 先ほどの休憩中に、小林光一議員、竹渕博行議員、山田信行議員、浦野政衛議員の4名の議員より、一身上の都合により議会広報対策特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会広報対策特別委員会委員の辞任について

○議長（一場明夫君） 追加日程第8、議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小林光一議員の退場を求めます。

（3番 小林光一君 退場）

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。小林光一議員の申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、小林光一議員の議会広報対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

小林光一議員の入場を許可します。

（3番 小林光一君 入場）

○議長（一場明夫君） 小林光一議員に申し上げます。

議会広報対策特別委員会委員の辞任願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

次に、地方自治法第117条の規定により竹渕博行議員の退場を求めます。

（5番 竹渕博行君 退場）

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。竹淵博行議員の申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、竹淵博行議員の議会広報対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

竹淵博行議員の入場を許可します。

（5番 竹淵博行君 入場）

○議長（一場明夫君） 竹淵博行議員に申し上げます。

議会広報対策特別委員会委員の辞任願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

次に、地方自治法第117条の規定により山田信行議員の退場を求めます。

（9番 山田信行君 退場）

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。山田信行議員の申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、山田信行議員の議会広報対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

山田信行議員の入場を許可します。

（9番 山田信行君 入場）

○議長（一場明夫君） 山田信行議員に申し上げます。

議会広報対策特別委員会委員の辞任願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

次に、地方自治法第117条の規定により浦野政衛議員の退場を求めます。

（14番 浦野政衛君 退場）

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。浦野政衛議員の申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、浦野政衛議員の議会広報対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

浦野政衛議員の入場を許可します。

(14番 浦野政衛君 入場)

○議長(一場明夫君) 浦野政衛議員に申し上げます。

議会広報対策特別委員会委員の辞任願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

◎日程の追加

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。特別委員会委員の補充についてを日程に追加し、追加日程第9とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、特別委員会委員の補充についてを日程に追加し、追加日程第9とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎特別委員会委員の補充について

○議長(一場明夫君) 追加日程第9、特別委員会委員の補充についてを議題といたします。

特別委員会委員の補充については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長(堀込恒弘君) 朗読いたします。

特別委員会委員の補充について、東吾妻町議会委員会条例(平成18年東吾妻町条例第196号)第7条第4項の規定により、特別委員会委員を次のように指名する。平成29年5月15日、東吾妻町議会議長。

行財政改革推進特別委員会、根津光儀議員。

議会広報対策特別委員会、根津光儀議員、茂木恒二議員、青柳はるみ議員、須崎幸一議員。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、特別委員会委員の補充についてを終わります。

暫時休憩といたします。

（午後 1時22分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時31分）

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。この際、閉会中の継続審査（調査）事件についてを日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査（調査）事件についてを日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（一場明夫君） 追加日程第10、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成29年第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時33分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

東吾妻町議会副議長 根津 光 儀

東吾妻町議会前副議長 山田 信 行

署名議員 里見 武 男

署名議員 須崎 幸 一

署名議員 浦野 政 衛